

砂川市

産後ケア事業の ご案内



出産後、自宅に帰っても手伝ってくれる人がいなくて不安、赤ちゃんのお世話の仕方や生活リズムがわからない、お産と育児の疲れから体調が良くない…。など、出産後、育児等の支援が必要な方を対象に、母子産後ショートステイ（宿泊）や宿泊型産後ケア（宿泊）、母乳外来（通所型）により、産後、専門家のサポートを受けながら過ごしたり、育児や授乳相談のサポートを受けながら過ごすことができる事業です。

＊利用できる方＊

砂川市に住民票があるお母さんと赤ちゃんで、下記のいずれかに当てはまる方。

- ・ 出産後、自宅に戻ってもサポートしてくれる人がいなくて不安
- ・ 出産や育児でなんだか疲れて体も気持ちも休息が取れない
- ・ 授乳や乳房のケアについて不安や心配がある、授乳がうまくいかない
- ・ 赤ちゃんの抱き方や沐浴方法など育児について教えて欲しい



※医療行為が必要になった方は、その期間利用できません。

★産後ケアには、ケアを必要とする方の状況に応じて、下記の3種類があります。

★1人の利用回数は、宿泊型は通算7泊まで、通所型は通算3回までとなります。

	内容	利用期間（回数）	利用料金
宿泊型 A 出産入院の退院後から継続して利用 ※一度自宅に帰ってから利用する場合は宿泊型 B になります	出産後、入院を延長して育児に慣れていきたい方	1泊2日～4泊5日まで連泊可	1泊 1,000円
宿泊型 B 赤ちゃんが4か月になるまで	退院後、育児に疲れ、休息が必要な方	1泊2日	1泊 1,000円 ※別途 PCR 検査代がかかります
通所型（母乳外来） 産後1年未満まで	母乳不足感や卒乳などで乳房のケアを受けたい方	3回まで	1回 500円 ※乳腺炎などで医療保険対象となった場合は利用の対象外となります

✧ 砂川市立病院で行う産後ケア事業利用の方法 ✧

宿泊型を利用する場合は、**希望する2週間前（土日祝日除く）**までに申請手続きが必要です。

利用申し込み

- ①ふれあいセンターに『砂川市産後ケア事業利用申請書兼同意書』を提出する。
- ②市立病院3階西病棟に連絡し、予約する。
電話番号 54-2131
- ③予約内容（宿泊A、宿泊B、通所型）、予約日をふれあいセンターに連絡する。

利用の決定

ふれあいセンターから、『砂川市産後ケア事業利用承認通知書』と『砂川市産後ケア事業利用票』を受け取る。

産後ケア利用へ

※利用申し込み後、キャンセルや日時の変更の場合は必ずふれあいセンター及び市立病院にご連絡をお願いいたします。

✧ 利用時に準備する物 ✧

< 宿泊型を利用する時 >

- 診察券
- 保険証
- 母子手帳
- 洗面道具（タオル類）
- 下着（必要時母乳パットやナプキン）
- お箸・コップ
- 普段使っている哺乳瓶（ミルクは病院で用意）
- 赤ちゃんのおしりふき
- あればお気に入りのおもちゃ
- おむつ（新生児用以外のサイズの場合必要）
- ★1か月以上の赤ちゃんはベビー服を持参
- ★お母さんのパジャマは病院で用意します

< 通所型を利用する時 >

- 診察券
- 母子手帳
- 汚れてもよいフェイスタオル3枚

✧里帰り先で産後ケアの利用をする場合は、下記へお問い合わせください。

詳細・お問い合わせ

砂川市ふれあいセンター

（西6条北6丁目1番1号）

電話 52-2000

土・日・祝日休館

利用当日のながれ

受付

当日朝9時～9時30分に再来機に診察券を入れて受付する。

産後ケアの利用

産科外来へ行き、『砂川市産後ケア事業利用承認通知書』を提示
『砂川市産後ケア事業利用票』を提出する。



- 育児相談
- 授乳指導
- おっぱいケア
- 赤ちゃんの沐浴 など
- 母のマッサージ など



利用料金の支払い

ケアを受けた後、利用料金の支払いをする。

※医療行為が必要になった場合は、保険適用となりますので、支払い料金が変わります。